

運営規程

- （目的）
- 第1条 この規定は、コスモスケア株式会社が設置運営する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
- （事業の目的）
- 第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、その有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。また、心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す事を目的とする。
- （運営の方針）
- 第3条 本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家庭に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- （事業所の名称及び住所）
- 第4条 本事業所の名称はグループホームコスモス松陵（1階うぐいす、2階ひばり）とする。
- 住所 〒981-3108 仙台市泉区松陵1丁目28-1 電話 022-218-0012 FAX022-218-9615
- （職員の員数及び職務内容）
- 第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。
- 《ユニット名：うぐいす》
- ① 管理者1名（常勤兼務）
- 管理者は、利用者の尊厳を守り、ホームが可能な限り自立した生活が出来る場所になるように各種管理を行う。また、リスクマネジメントを行い安全な環境の構築に勤める。
- ②計画作成担当者1名（非常勤兼務）
- 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③介護職員7名以上（常勤専従5名以上、常勤兼務1名以上、非常勤兼務1名以上）
- 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④看護師1名（常勤兼務）
- 看護職員は、かかりつけの医者と連携を取りながら利用者の健康管理、服薬管理を行う。
- 《ユニット名：ひばり》
- ① 管理者1名（常勤兼務）
- 管理者は、利用者の尊厳を守り、ホームが可能な限り自立した生活が出来る場所になるように各種管理を行う。また、リスクマネジメントを行い安全な環境の構築に勤める。
- ② 計画作成担当者1名（常勤兼務）
- 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員6名以上（常勤専従5名以上、常勤兼務1名以上）
- 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④看護師1名（常勤兼務）
- 看護職員は、かかりつけの医者と連携を取りながら利用者の健康管理、服薬管理を行う。
- （利用定員）
- 第6条 利用者は18名（1ユニット9名×2）とする。
- （介護の内容）
- 第7条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。
- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

- （介護計画の作成）
- 第8条 計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う
- （利用料等）
- 第9条 本事業が提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、別表に定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。
- ① 家賃 37,000 円／月（月の途中の入退去については一か月を30日として日割り計算とする）
- ② 食費 47,400 円／30 日（朝 460 円、昼 530 円、夜 530 円、おやつ 60 円）
- 食費（生活保護の方）36,000 円／30 日（朝 350 円、昼 400 円、夜 400 円、おやつ 50 円）
- ③ 水道光熱費 24,600 円／月（外泊、入院時は一か月を30日として日割り計算とする）
- 水道光熱費（生活保護の方）22,000 円／月（外泊、入院時は一か月を30日として日割り計算とする）
- ④ 維持管理費 13,000 円／月（月の途中の入退去については一か月を30日として日割り計算とする）
- （内訳：共用部修繕費、消耗器具備品、設備保守点検費）
- ⑤ 冬期光熱費 3,000 円／月（外泊、入院時は使用日数で日割り計算とする）
- ※一か月に満たない期間の料金は、一か月を30日として日割り計算する。
- ※毎年11月から翌3月までの5か月間に限る。
- ※生活保護の方を除く。
- ⑥ 実費費用

医療費	おむつ代	理美容代（訪問理美容料金）
実費	尿パット 36 円 紙パンツ（M）123 円 紙パンツ（L）137 円	カット 1,200 円 髭剃り 500 円

- 2 敷金 入居時に 74,000 円（家賃2ヵ月分：退去時原状回復及び居室クリーニング等に充当する。）
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、郵便振替によって指定日までに受けるものとする。
- （入退居に当たっての留意点）
- 第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし次のいずれかに該当する者は対象から除外される。
- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行なう。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行なうと共に、指定居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（苦情処理）

- 第12条 事業者が利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

- 第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2

前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
・三井住友海上火災保険
- (衛生管理)
- 第 14 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

2

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3

事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (虐待防止に関する事項)
- 第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

2

虐待の防止のための指針を整備する。

3

従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(身体拘束について)
- 第 16 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業員その他の従業員に周知徹底を図る。

(2)

身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)

介護従業員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (事故発生時、緊急時における対応策)

第 17 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、ご家族及び主治医または協力医療機関・協力機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)
- 第 18 条 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。
- (運営推進会議について)

第 19 条 利用者、ご家族、地域住民の代表者等に対して提供しているサービスを明らかにすることにより地域に開かれたサービスをするを目的とし、運営推進会議規則を設け、目的に沿った会議の運営を行う。その内容を記録し公表する。

1

事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

2

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者と法人が協議のうえ定めるものとする。
- (業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に
- 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一

採用時研修 採用後3ヶ月以内

二

継続研修 年1回

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じ、これを閲覧させ又はその複写物を交付するものとする。

4 従業員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

5 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はコスモスクエア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 付 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和元年10月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和4年10月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和5年5月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和7年4月1日から施行する。